

平成 26 年度 第 17 回 東大阪市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 27 年 3 月 16 日（月） 9：30～11:30

場 所：総合庁舎 22 階 会議室 1・2

出席者：子ども・子育て会議委員	14 名
（関川会長、中川副会長、阿部委員、小田委員、佐藤委員、千谷委員、高山委員、竹村委員、藤井委員、中西委員、古川委員、森内委員、八木委員、吉岡委員）	
事務局	10 名
（立花、田村、川西、寺岡、菊池、堀ノ内、関谷、西島、山本、辰巳）	
（矢崎、高野、松崎、土肥、渡邊）	5 名
傍聴者	5 名
業者（地域社会研究所）	1 名
計	35 名

資 料：会議次第、配席表、委員名簿

資料 1－1	子ども・子育て支援事業計画案について
資料 1－2	計画(素案)修正ポイント
資料 1－3	パブリックコメント意見集計
資料 2－1	公立の就学前教育・保育施設再編整備計画（素案）
資料 2－2	第 5 回幼保連携検討部会議事録
資料 2－3	（参考）保育所（園）・幼稚園・認定こども園所在地一覧
資料 3－1	確認制度概要
資料 3－2	各施設別利用定員数
資料 3－3	平成 27 年度保育所等入所決定状況
資料 4	平成 27 年度認可施設一覧
資料 5	「(仮称) 東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」によせられたご意見
資料 6	平成 26 年度 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会について

1. 開会

●事務局・寺岡

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 17 回「子ども・子育て会議」を開催いたします。本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日、全委員 20 名中今のところ 13 名の御出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。

—資料確認—

不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

委員の皆様には会議資料の送付が直前となりましたことをお詫び申し上げます。

本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、

「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、傍聴の方が5名いらっしゃることをご報告いたします。

本日は議会の文教委員会が開催されていますので、教育委員会の職員は欠席させていただきます。それでは、関川会長、このあとの議事進行をお願いします。

●関川会長

おはようございます。年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。3月になり暑くなったり寒くなったりと桜の季節まであと少しとなって参りました。子ども・子育て会議も今回17回目の開催となります。

この4月からは認定こども園でも子どもを受け入れることとなります。平成25年8月から始まりました子ども・子育て会議も、平成27年度の新制度スタートを目前に控え、今日は一つの節目を迎える開催となりました。

本日は最終的に3点についてお諮りしたいと思います。議論を重ねてきました、そしてパブリックコメントも実施されました、子ども・子育て支援事業計画の最終案についてとりまとめを行います。この4月から事業計画に基づいて各行政で進めていくこととなります。2つめの議事は確認についてです。また、公立の就学前教育・保育施設再編整備計画について、中川先生にお願いしております、幼保連携検討部会の報告、以上、3点を議論することとなります。1月から実施しましたパブリックコメントでは多数のご意見を市民の皆様からいただき、関心の高さが伺えます。

2. 議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画案について

●関川会長

それでは、次第に従い議事を進行いたします。最初に議事(1)の「子ども・子育て支援事業計画案について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・川西

ー資料1-1「子ども・子育て支援事業計画案について」説明ー

ー資料1-2「計画(素案)修正ポイント」説明ー

ー資料1-3「パブリックコメント意見集計」説明ー

- ・p.20 次世代計画との関連を明記
- ・p.24-25 平成25年度の数値の追加
- ・p.37 一時預かりについて「これまでの」を追加
- ・p.44 親の子育て力について解説を追記
- ・p.45 貧困についての問題を追記
- ・p.107 人材マッチング事業について解説
- ・p.111 特定妊婦の説明を追加
- ・p.112 児童虐待の発見から支援までの流れを図解
- ・p.113 幼稚園における障害児支援を追加
- ・資料編を追加

●事務局・辰巳

・留守家庭児童育成事業について、p.82に指導員とその資格を追記

・p.154 支援員と補助員の解説を挿入

●関川会長

ありがとうございました。只今のご説明に対してご意見、ご質問などはございますか。よろしいでしょうか。今後の事業計画のPDCAについて会議の役割はどのようにイメージしたらよろ

しいでしょうか。

●事務局・川西

平成 29 年度に中間見直しをしていきます。それまでの間でも課題、進捗のチェックを会議にてしていただく予定です。P.119 に具体的な進捗点検についても記述しています。

●関川会長

新しい制度が円滑に展開しているのかをこの会議でも諮っていくということですね。

●事務局・川西

新制度がスタートしましたら、新たな施設の確認、そして施設型給付のことも増えていくと思います。夏頃には子ども・子育て会議を開催していければと思います。

●関川会長

3 か月後くらいに開催してもらって、その間の進捗、施設の課題などが見えてくるとよいですね。制度に関していかがでしょうか。

●高山委員

障害児支援について、平成 27 年からは就労という要件がないと障害児なのに入所しにくいという状況が見受けられます。例えば、今年度、保育所入所される方で、兄弟の障害児がいらっしゃって、親御さんは子育てのために就労しているところではないという気持ちを持っておられます。しかし、3 か月に一度はハローワークに行っていることを証明できるようにしてほしいと市から言われています。障害児で入所されている場合、働けない親もいますよね。障害が要件で保育所に入っている場合に3 か月に一度のチェック自体がどうなのかと思います。

●事務局・川西

障害児支援の仕組みとして市の取り組みに変わりはないのですが、3 か月に1 度の求職のチェックというのは制度上、どうしてもあります。現実としては実施します。

●高山委員

例えば、上のお子さんは療育センターで、下のお子さんは保育所へ入所するという場合もあります。平成 27 年度から入所する人は求職チェックを求めるのですよね。平成 26 年度に障害を要件に入所した人には求職のチェックはないのです。すごく違和感があります。兄弟が共に障害児の場合、ハローワークに行くことも困難な場合もありますよ。障害についての重い理由は無視して、ハローワークでの求職状況を一律にチェックするというのはどうなのでしょう。過酷な状況に陥るのではないのでしょうか。

●事務局・川西

求職証明を出さないからといって退所させるということはありません。制度上、書類を求めることにはなりますが、障害児の家庭を支援するという考えには変わりありません。

●高山委員

制度の整合性はどうなのでしょう。

●関川会長

運用上では障害児のためになるように、就労の関係を紋切り型で調べるのではなくて、支援の方針を確認するために、3 か月に一度、親御さんがハローワークへ行く状況になったかを確認するということが大事なのではないのでしょうか。求職ではなく、ハローワークに行ける状況かを確認してもらえないのでしょうか。

その他にいかがでしょうか。

●吉岡委員

計画案の冊子ということで、子どもの作品を載せてもらって本当によかったと思います。表紙を見て、「良いよね。」と話していました。本編ではカットと子どもの作品の2種類ありますね。たぶん保育所や幼稚園の子ども達が書いた作品だと思うのですが、作品の片隅に年齢を入れていただけないのでしょうか。私たちの子ども・子育て会議の意見を掲載したのと同じように、この作品を載せたことは意義深い事だと思います。何歳ぐらいの子どもがこんな絵を書けるのかは、親

にとって興味深い事だと思います。カットと作品とが混ざっているのは作品の点数が足りなかったためですか。特に p. 40 のイラストが気になって、もう一つぐらいは作品に変えてもらえないかと思います。

●関川会長

イラストを入れたのはとても良いですね。作品が計画書に載っていると、お子さんが何歳の時に書いたと言ってもらえるでしょうね。作品についてはもう少し、協力を仰いで、たくさん入れていただくようにお願いします。

●阿部委員

地域連携会議に参加しています。今回、入所できなかった親の様子が見えてきたと話しています。つどいの広場にいられているのですが、やはり、就労ありきで入れない人が出てきています。

●事務局・川西

仰ったように、入所できない方はおられまして、就労だけではなく、子育て支援のために入所できる枠を増やそうとしているところです。平成 27 年度には 340 名の枠を広げていきます。子育てにしんどさを感じているお母さんのために、預ける枠を増やしていきたいと考えています。

●事務局・田村

新制度について、その理念はまだまだ浸透していない状況にあると思います。就労が要件として目立っていると仰っていただきましたが、保育の事由としては、色々な理由を保障していこうと、幅を持たせています。しかしながら、市のキャパが追いついていない。キャパの整備が進んでいないので、今後 5 年間でフォローできるように整備していきたいと考えています。

障害児支援については、p. 6 の④に特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会を設置したと書いています。支援が必要な方の部会を作りました。障害児の保育を保障しようとしています。その方々に対しては実態把握して寄り添っていきます。これまでの障害児保育がベースなので質の向上を図っていききたいと考えています。

待機児童については引き続き多い状況ですが、一時預かり等で就労型、リフレッシュ型のサービスを拡充するなど、保育所の施設整備だけでなく、オール東大阪で支援をレベルアップしていきたいと考えています。

新制度については説明不足もあるとは思いますが、質の高い教育・保育を進めていければと思っています。

●佐藤委員

私は今回、求職中を理由に保育所へ申込みましたが、窓口の職員の方から 9 割 9 分無理だと言われました。この会議に参加していますので、子育て支援をどうかしていこうという市の意気込みはわかっているのですが、実際に、一人の市民として接するのは窓口の職員の方になると思います。制度としては大きく変わる中で、窓口の方を含めて実際に対応する人にも啓発していただくようにお願いします。

●事務局・田村

職員の対応についてはお詫びいたします。今回、保育所入所の申請を初めて本庁に一括としました。国の新制度の設計が遅れたこともあり、擁護するわけではありませんが、入所選考を担当する市の職員は不眠不休のような状態で行っていました。だからといってそのような対応でよいということではありませんので、申し訳なく思います。東大阪市ではリージョン別でもまた年齢別でも激戦区のところもあります。保育所入所だけではなく、様々なサービスがありますので、そのような情報を提供することもできたと思います。私の職員に対する指導不足だと反省しながら、4 月から夢のある制度として取り組んで参りたいと思います。

●関川会長

今回、コンシェルジュを配置されていますね。入所するのが難しいと思われる場合にはコンシェルジュに繋いで、色々なサービスを紹介するようになっていただければと思います。部長ご自身も是非、申請の窓口に立っていただいて、職員に「ご苦労さん」と声をかけていただくようにお

願います。

●事務局・田村

コンシェルジュについては今年度は1名ずつの配置ですが、現在、議会でも検討いただいています。来年度からは2名配置の方向を目指しています。

●中川副会長

丁寧に作られてきた計画ではありますが、支援する側も対応する職員のことがありますね。今後は計画を啓発するために、概要版などもあると思います。実際に市民に周知する予定はいかがでしょうか。

●事務局・川西

平成27年度には、子育てサポーターの増員を考えています。また地域とのネットワーク強化のための子育て応援団もあります。P.101には子育てサポーターについて書いていますように、商店街等の協力を得て事業を進めていきたいと思っています。

●八木委員

入所の申込みについて、本庁一括で取り組んだということですが、在園確認のない方が入っているケースはありますか。例えば、ひとり親家庭や兄弟で上のお子さんは認可で下のお子さんは認可外などといった場合はどうでしょうか。今年は私のところの問い合わせが非常に多かった。4月から働く人が「どうしよう」といった感じで連絡をされてきました。また違うリージョンからも問い合わせがありました。待機児童はどうでしょうか。

それから、19名の小規模事業所に空きがあるようですが、今後生き残っていけるのでしょうか。そろそろ、中型や大型の施設が必要なのではないのでしょうか。

●事務局・川西

新年度に向けて、小規模保育事業所の空きは減っていくと考えています。施設の空き状況については、地区的なものもあります。今後も施設整備は続ける必要があると認識しており、特に0～2歳児の枠の整備を進めていきます。

●事務局・関谷

入っている方について支給認定証は必ず持っていていただきます。2号・3号について市に申し込んでいただくのが大前提です。

●関川会長

待機児童数のことは毎年、把握していただいていますね。時期がきましたらまたご報告をお願いします。

それから、情報については現場と本庁のズレを確認してくださいね。

それでは、事業計画については修正のご意見がなかったので、この案でご承認いただいたということよろしいでしょうか。

●全委員

—異議なし—

●関川会長

ありがとうございました。ご承認いただきました。

(2) 確認について

●関川会長

続きまして、議事(2)の確認について、事務局より説明をお願いします。

●事務局・関谷

—資料3-1「確認制度概要」説明—

- ・各施設の確認について
- ・p.4の利用定員はイコールかそれ以内

－資料 3－2 「各施設別利用定員数」説明－

- ・資料 3－1 をまとめた資料である。
- ・私学助成として残る幼稚園もたくさんある。

－資料 3－3 「平成 27 年度保育所等入所決定状況」説明－

- ・待機児童の報告は 5 月下旬頃の予定

●関川会長

ただいまのご説明に対してご意見、ご質問などはございますか。

●阿部委員

資料 3－3 の見方を教えてください。入所不承諾数とは何でしょうか。

●事務局・関谷

保育の必要性には合致しているが、実際に入所できなかった方です。

●阿部委員

定数より承諾数が少ないのではないのでしょうか。

●事務局・関谷

定数 8,151 人とは定員であり、申請数とは新規の方のことです。この表にはありませんが、在園児の数があります。

●阿部委員

不承諾数が出るのは定員が足りないということですか。

●事務局・関谷

定員は 8,151 人で新規の入所が 2,100 人なので、その差が在園児ということになります。

●関川会長

よろしいでしょうか。

●竹村委員

実利用数はいつ頃決定するのですか。

●事務局・関谷

今年是新制度開始のため、この時期の確認ということになりましたが、本来はもっと早く、利用者の申込みの際には確定したいと思います。平成 27 年度はもっと早く利用定員数を確定していきたいと思います。弾力化となっても、利用定員数が公定価格へと影響しますのでなるべく早くに進めたいと思います。

●竹村委員

募集の前には利用定員数が出るのですね。

保護者にとっては 1 号か 2 号かで保育料が変わります。8 月から 1 号に変わりたいといった希望も聞きます。1 号か 2 号かご本人が悩んでいるような状況にあって、園としては 2 号の枠を用意したのに、実際は少ないという状況が出てきそうで、利用定員というものは本当に難しいですね。もっと弾力性を持たないのでしょうか。

●事務局・関谷

府との協議とはなりますが、そういう意味でもなるべく早く提示したいと思います。いつ頃、提示できるかについてはまた協議していきたいと思います。

●関川会長

ということは、確認は毎年あるのですね。

●事務局・関谷

はい。毎年です。なるべく早くにご提示したいと思います。

●関川会長

そうですね。早めに施設に伝えないといけませんね。ご配慮いただくようお願いします。

●千谷委員

幼保連携型認定こども園は 4 月から始まるのですよね。乳幼児を新たに受け入れていくところ

があります。4月から受け入れるのに、まだ、建設中というところがあると聞きます。大丈夫でしょうか。

●事務局・関谷

鴻池学園幼稚園については、3月中に工事にかかっていたこととなっています。鴻池学園幼稚園は研究棟を持っているので、そこを仮認可として4月にご利用いただくこととなります。研究棟について利用者の施設見学も実施済みで、完成時には新施設へ移って頂く予定です。

●事務局・田村

条例が6月議会によって決定したため、短い工期で取り組んでいただいています。工期自体が短く、また今年度は補正予算で取り組んでいます。平成28年度の実施に向けては予算を組んでいますし、工期も1年ありますので、ご心配はないかと思っています。

●八木委員

小規模保育では一部定員割れがあるようですね。小規模保育は役所からの斡旋なのでしょうか。小規模保育は年齢があがると移行しないといけないですし、初年度から定員割れというのはどういことでしょうか。

●事務局・関谷

初年度なので市民の周知が不十分だったということもあると思います。2号も3号も市へ申し込んでいただきます。申請書には第1から第4希望までを書いていただきます。市から施設を斡旋した上で、小規模保育施設の場合は園に直接申し込んでいただくこととなります。小規模保育については追加で入所する方も出てきています。ですから空きは解消されているかと思っています。

●関川会長

確認については以上でよろしいでしょうか。

(3) 幼保連携検討部会の報告について

●関川会長

続きまして、議事(3)の「幼保連携検討部会の報告について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・関谷

—資料2-1「公立の就学前教育・保育施設再編整備計画(素案)」説明—

- ・p.1 ①～③まで戦略的な取り組みは子ども・子育て支援計画に準ずる。
- ・p.3 こどもにやさしいまちづくりを念頭に整備を進める。
- ・p.4 課題認識について
- ・p.6 子ども・子育て支援計画に定めた整備の方向性
- ・p.7～ リージョン毎の再編整備の方向性、その一覧は資料2-3に該当する。

—資料2-2「第5回幼保連携検討部会議事録」説明—

—資料2-3「(参考)保育所(園)・幼稚園・認定こども園所在地一覧」説明—

●関川会長

部会長の中川先生に補足をお願いします。

●中川副会長

公立の就学前教育・保育について、ご提案が了解されたこととなります。もともと、公立の保育行政のあり方を継続して審議されてきた事も含めて議論をしてきました。先月にはこのような案が幼保連携検討部会に提示されました。ハード面の整備は待機児童の動向を踏まえて了解したこととなります。どのように移行するか、募集停止についての丁寧な説明や人事配置への配慮などが意見としてあがっています。地域の資源としては、閉じた園をどのように活用するのかについて意見が出ていました。

●関川会長

ご意見いかがでしょうか。

●古川委員

今回、新しい入所の決定が出て、兄弟でも入れない人と入れる人が出たり、待機児童の問題が残っています。集約する幼稚園では何年後かにつぶれるのは不安であるという気持ちがあると思います。子育てにやさしいまちということなのですから、入りたい時に入れるように、待機児童がいる間は何とか整備を続けてほしいと思います。保育所の見直し、集約については適正にお願いします。例えば、就労されている場合は、保育所の場所が変われば、毎朝の動きが変わってしまうわけで、場合によっては違うリージョンの保育所となってしまいます。親の日常生活に影響が出ないような配慮をお願いしたいと思います。

●関川会長

地域の子どもとその支援について、色々な機関を巻き込んで、公立が拠点となって支援していくのだという認識を持っていただけないでしょうか。

集約されることにご心配がある点はわかるのですが、公立も私立も含めて、在園していない子ども達の問題を話し合うような場があるのではないのでしょうか。リージョン毎に子育ての制度を話し合うような場、地域で公立が何を担えるのかといったアイデアを出す場として、(高齢者の)ケア会議のようなものを子育て版として作れないのでしょうか。市にも手伝ってもらって、そのようなケア会議にてリージョンごとにアクションプランを作って、子育て会議にご提示するような流れを作っていただければと思います。公立の存在意義を地域ごとにご提示いただければと思います。

●古川委員

少し付け足したいのですが、地域に対しては、子育ての仕方を公立でも民間でも支援していただいていると思います。子育て支援が地域に根付いてきていると思います。公立はそのような支援を実施していきたいと思います。実際に連携会議を持って、話し合いをしていると思います。地域の子育てについて、連携会議等で研究を続けていきたいと思います。

●関川会長

連携会議については計画書の中にも書かれていますね。地域の連携会議などによって、資源をどのように使えるのかを考えていただければと思います。

●千谷委員

前回の会議では待機児童がいる間は集約しないという話があったと思います。しかしながら、六万寺は待機児童がいるのに、集約されるのが決定したかのようです。どういことでしょうか。

●事務局・関谷

六万寺については集約しますが、定員分は縄手南へと移行します。また金岡については小阪へ集約しますが、元々は1歳児からだったのが、0歳児からというようにサービスを拡大していきます。

●関川会長

待機児童がいるところについて公立が担うことはどういうことでしょうか。

●事務局・関谷

待機児童がいる場合は公立で確保していくこととなります。

●千谷委員

六万寺・金岡に入りたいという保護者の気持ちがあります。そこに入りたいのだから、他ということにはならないのではないのでしょうか。

●事務局・田村

公立幼稚園、保育所については老朽化といった問題も抱えています。これからの公立の役割について、会議を続けていただいたと思います。サービスを拡大するために施設を作っていきます。その一方で老朽化している既存施設については、改善をしていかねばなりません。金岡などは特にサービスを拡大するために再編するわけです。今後、平成29年度の見直しでは待機児童があれ

ば一定整備をしなければならない地域も出てくると思います。

●関川会長

支援センターとか公立の役割について吉岡委員からお話いただけますか。

●吉岡委員

大きなテーマを頂きました。市では公立の幼稚園と保育所の老朽化という問題がありますね。それだけではなくて、例えば、保護者が六万寺の良さを感じている。その良さを消すのではなくて、新しいモノに繋がっていく。老朽化もあったが、それだけではなく、それぞれの園が持っていた良さを生かして、1つのところに集約して、様々な子ども達が共に育ちあえるようなものが、リージョン毎に拠点として出来上がっていくことが大事なのではないでしょうか。

●関川会長

ハコモノや定員といった視点ではなくて、それぞれの園が持っていた良さを持ち寄って新しいものをつくってほしいと感じます。そのロードマップがみえれば、市民が（集約についても）応援してくれるのではないのでしょうか。

平成29年度に向けてあり方を検討・点検していきたいと思います。子ども・子育て会議にて引き続き考えていきたいと思います。

幼保連携検討部会からの報告については以上でよろしいでしょうか。以上で本日の議事は全て検討していただいたこととなります。

（４）その他

●関川会長

それではその他に案件がありますか。

●事務局・関谷

－資料4「平成27年度認可施設一覧」説明－

- ・施設の認可にあたっては社会福祉審議会の児童専門分科会にて意見を頂く予定

●事務局・辰巳

－資料5「〔(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例〕によせられたご意見」説明－

- ・提出者数346件、意見件数は1,121件

●事務局・西島

－資料6「平成26年度 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会について」説明－

- ・2回開催している。

●事務局・川西

子育て応援団事業の旗、シール、リーフレットを本日お配りしました。

●関川会長

ご意見など、いかがでしょうか。

●高山委員

特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会について、全部で40ケースがあったということですね。この審査部会によって認定されたお子さんだということは連絡してありますか。

●事務局・西島

対象の方には。

●高山委員

そうではなくて、審査部会によって認定されたお子さんだということについて施設へ連絡してありますか。おそらくまだだと思うのですが。

●事務局・西島

はい。

●中西委員

40人中、40人が認められているのですか。障害が確定しているお子さんですか。あるいはグレーの方でしょうか。特定ということなので、家庭環境の事由で入所される場合もあるのでしょうか。

●事務局・西島

障害児については発達検査によって確認しています。各保育所・園で調整や入所内定をしています。障害の件だけではなく、家庭の事情がある方についてもこの審査会にて入所を決定しています。

●中西委員

審査部会の対象となる障害児は案件としてどこから上がってくるのですか。保護者が相談する先はどこでしょうか。

●事務局・西島

家庭児童相談室及び準備課などで相談を受けた方を対象としています。

●中西委員

療育センターからの案件だけを対象としていないのですね。療育センターだけだと対象が絞られすぎてしまうと思うので。

●事務局・西島

必ずしも療育センターだけではありません。むしろ、今回は療育センターからの案件は少なかったと思います。相談窓口や健診後のフォローの中で捉えた方が対象の多くです。

●関川会長

通常の入所プロセスでは入所のポイントが低くて難しいが、調整するために部会があるのですね。通常は入所が難しくても、入所を部会で検討してもらって、進めていくということです。

資料4についてはホームページでも公開されてはいかがでしょう。比較しやすいと思います。認定こども園はこの制度の1つの核ですので、積極的に情報を公開してくださいね。

それでは以上で案件は全て終了しました。

3. 閉会

●事務局・寺岡

本日も長時間のご審議ありがとうございました。なお、次回の開催日程は少し先になりますが、また、開催の際にはよろしく願いいたします。ありがとうございました。

—閉会—